

社会福祉法人 函館厚生院 ななえ新病院

指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導

- 重要事項説明書
- 契約書

社会福祉法人 函館厚生院 ななえ新病院
重要事項説明書〔居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導〕

介護保険事業者として居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、厚生省令に基づいて、当院が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 病院の概要

病 院 名	社会福祉法人 函館厚生院 ななえ新病院
所 在 地	亀田郡七飯町本町7丁目657番地5
代表者名	病院長 高田 徹
電話番号	0138-65-2525

2. 病院の職員体制

医 師 5名(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を兼務)
【業務内容】 患者の居宅を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握し医学的見地から療養上の管理及び指導等を行う。

薬剤師 1名以上(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を兼務)
【業務内容】 医師の指示を受け患者の居宅を訪問し、自宅での服薬に関する管理及び指導等を行う。

管理栄養士 1名以上(居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を兼務)

【業務内容】 医師の指示を受け患者の居宅を訪問し、療養生活に必要な食環境づくりの支援及び指導等を行う。

3. サービス提供日及び提供時間

提 供 日	月・火・水・木・金曜日 ただし、国民の祝日・12月31日～1月3日を除く
営業時間	9：00 ～ 17：30
サービス提供時間	9：30 ～ 17：00
通常の事業の実施地域	七飯町・函館市・北斗市（ただし、当院より半径10km未滿に限る）

4. 事業の目的と運営方針

- ・ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては通院が困難な要介護状態又は要支援状態等に対しその居宅を訪問して、心身の状況、環境等を把握し療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図ることとします。

- ・ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導料及び利用者負担金

- ・ 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします（別表のとおり）。
- ・ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ・ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日以降に利用者にお届け又は郵送します。
- ・ 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を越えた時点から1kmにつき11円（税込）とします。

6. 事故発生時の対応方法について

- ・ 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族または身元引受人に連絡を行うとともに、市町村への事故報告書等の必要な措置を講じます。
- ・ また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 虐待の防止のための事項について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8. 業務継続計画の策定について

- ・ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- ・ 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ・ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

9. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

10. 就業環境の確保について

- ・ 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

- ・ 提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。

12. サービス提供にあたって

- ・ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等は禁止いたします。また無断でSNS等に掲載することはお断りいたします。
- ・ 緊急やむを得ない場合（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため）を除き、身体的拘束等を行いません。

【事業所の窓口】

社会福祉法人函館厚生院ななえ新病院 医療相談室

所在地 亀田郡七飯町本町 7 丁目 657 番地 5

電話番号 0138-65-2525

ファックス番号 0138-65-3769

受付時間 9:00～17:00

【市町村（保険者）の窓口】

七飯町民生部福祉課

所在地 亀田郡七飯町本町 6 丁目 1 番 1 号

電話番号 0138-65-2511

ファックス番号 0138-65-9280

受付時間 8:30～17:00

【公的団体の窓口】

北海道国民健康保険団体連合会

所在地 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館

電話番号 011-231-5175

ファックス番号 011-233-2178

受付時間 9:00～17:00（土日・祝日を除く）

1 3. サービス提供に関する第三者評価について

- ・ 当院では行っておりません。

令和 年 月 日

介護保険事業者として居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導サービス提供の開始に際し、本書面にに基づきサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

(事業者)

所在地 亀田郡七飯町本町7丁目675番地5
名 所 社会福祉法人函館厚生院 ななえ新病院
説明者
所 属 _____
氏 名 _____

私は、本書面に基ついて病院からサービス内容及び重要事項の説明を受け、居宅療養管理指導サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所 _____
氏 名 _____

(身元引受人)

住 所 _____
氏 名 _____